

運用報告書の適正性に関する確認書

平成 29 年 12 月 15 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地	東京都港区南青山三丁目 1 番 31 号
不動産投資信託証券発行者名	積水ハウス・レジデンシャル投資法人
	(コード: 8973)
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	執行役員
(署 名)	南 修

当投資法人の執行役員である南 修は、当社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの第 24 期営業年度の運用報告書の提出時点において、当該運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務を積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、資産保管業務及び会計等に関する一般事務並びに投資主名簿等に関する一般事務をみずほ信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、機関の運営に関する一般事務を本資産運用会社に、それぞれ委託しています。

2. 運用報告書の作成プロセス

運用報告書については、本資産運用会社が、一般事務受託者から提出される会計帳簿を基として、本資産運用会社の各関係部署より集約された情報等を勘案した上で、運用報告書案を作成しております。本投資法人の執行役員である私は、本資産運用会社より運用報告書案が適正に作成されている旨の報告を受け、確認を行った上で本投資法人役員会に報告の後、当該運用報告書を提出しております。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 運用報告書の作成にあたり、投信法及び投資法人計算規則等の関係法令に関して、本投資法人のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を得ております。
- (2) 本投資法人の会計監査人である新日本有限責任監査法人より投信法第 130 条に規定される監査を受け、投信法第 131 条に基づく会計監査報告を同監査法人より受けております。
- (3) 税務に関する事項は、E Y 税理士法人による助言及び確認を受けております。
- (4) 本資産運用会社から、本投資法人の資産運用の状況等について原則として毎月開催される本投資法人の役員会において報告を受け、必要に応じて確認を実施する等、内部管理体制の状況及びその有効性について確認をしております。

以 上